

ほけんだより

2022. 4. 8 (金)
平川市立尾上中学校

～おうちの方へ～ 学校で加入している保険のお知らせです

お子さんがケガをして病院にかかりましたら、まずは学校までご連絡ください。下記のような保険が適用になる場合があります。



学校でケガをしたとき

適用になる保険

⇒ **日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」**

(登下校中、部活中、休み時間も含む)

医療費が5000円以上の場合該当になります。(保険証利用で3割負担の場合は1500円以上、接骨院などの保険外診療の場合は5000円以上。)

給付額は医療費の4割です。(保険証利用で3割負担の場合は、実際支払った医療費より1割増して給付されます。)

サポーターなどの装具代については医師が治療上必要と認めた場合のみ給付されます。(領収書の写しと保護者の証明が必要です)



*学校管理下でケガをしたり、病気(熱中症等)になったりしたときは、日本スポーツ振興センターの災害給付制度が優先されます。上記の金額を超えた場合は、医療機関窓口では平川市の『子ども医療費受給資格証』は提示せず、現金で支払いをお願いいたします。そして、受診したことを学校にご連絡ください。学校から、手続きの用紙を渡します。上記の金額に届かない場合は「子ども医療費受給資格証」をご使用ください。平川市教育委員会からのお知らせは次のページでご確認ください。



生徒の学校以外でのケガ・賠償事故 ⇒

「PTA 安全互助会」

学校管理下外(登下校中も含む)で発生した事故に対する保険です。主に、休みの日や家での事故で**治療までに要した期間が8日以上**かかったものが対象になります。



入院や災害の場合 ⇒

教育厚生会「教育奉謝金」

病気やけがで**5日以上入院**した場合や、10日以上欠席した場合、そして地震や火災などの災害時に見舞金がでます。※新型コロナウイルス感染症で自宅療養等も含む。

平川市教育委員会からのお知らせです

保護者の皆様へ

令和4年4月

平川市教育委員会

医療機関受診にあたってのお願い

日本スポーツ振興センターに加入した場合、学校管理下のけがや疾病で受診の際は、同制度が優先されますので、医療機関窓口では『子ども医療費受給資格証』は提示せず、現金でお支払いをお願いすることになります。

お支払いした医療費は、各学校を通じて日本スポーツ振興センターへ給付申請することで後日、給付されます。

ただし、窓口負担が総額で1,500円未満の場合は、日本スポーツ振興センター災害給付制度は適用されませんので、その際には、『子ども医療費受給資格証』を提示して下さいようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせをお願いいたします。

【お問い合わせ】

学校教育課 学校管理係

電 話 0172-44-1111（内線 2265）

学校でけがをして受診する場合、平川市では下記の「医療機関受診にあたってのお願い」のように対応を呼びかけています。ご不明な点がございましたら学校までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

※あわせて次の保険に関するお手紙も一緒に配付いたしましたのでご確認ください。

- ①独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ（表裏）
- ②青森県PTA安全互助会（裏表）のお知らせを一緒にお渡ししました。

★各保険の掛け金は集金に含まれています。